

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【受注者希望型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

第8条 本業務における追加特記仕様事項は、次の業務仕様書とおりとす。

業務仕様書

1 仕様書の適用

本仕様書は、「R 8 企総管 川口ダム 変形測量他測定業務（以下、「本業務」という。）」に適用する。

2 業務目的

本業務は、ダムの安全確保のため、ダム構造物管理基準に基づき、点検調査することを目的とする。

3 業務内容

- ① 業務内容は、変形測量、水準測量、漏水量及び揚圧力測定、並びに堤体温度測定を行うものである。
- ② 変形測量及び水準測量は、ダム本体の測点を、また、堤体温度は堤体下部の温度測定を、四半期毎にそれぞれ1回（年間計4回）実施すること。
また、徳島県那賀郡那賀町（那賀町横石観測点又は那賀町延野観測点）にて震度4以上の地震が観測された場合、24時間以内に変形測量及び水準測量を実施し、結果を提出すること。
上記作業にかかる費用については、回数を追加し変更の対象とする。
なお、やむを得ない事情により地震後の測量が行えない場合は、発注者と協議を行うものとする。
- ③ 漏水量測定は、ダム本体観測孔19箇所の1分間の漏水量を、月1～2回程度測定すること。
なお、年間で18回程度の測定ができるものと見込んでいる。
- ④ 揚圧力測定は、ダム本体観測孔14箇所の揚圧力を、四半期毎にそれぞれ1回（年間計4回）測定すること。
揚圧力測定の実施については、漏水量測定日の前日に揚圧力計を設置し、漏水量測定時に測定するものとする。
揚圧力計については、発注者が貸与する。
- ⑤ 漏水量及び揚圧力測定は、出水により観測孔が水没する場合がありますので、測定予定日前に確認すること。測定回数を変更する恐れが生じる場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けること。
なお、測定の際に使用する安全带やロープ等は受注者において用意のうえ、良好に点検・管理を行うこと。
- ⑥ 測定値の報告は、取りまとめて翌月の測定日までにメールにて監督員に提出すること。今回の測定値に基づき、年間の測定値集計表とグラフ、及び過去2年間との対比グラフを作成すること。
- ⑦ 業務計画書は、事前に監督員と打ち合わせのうえ提出すること。